



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上小川地区（杉の原・笠取・立野・差出・下原）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体の規模拡大

新規就農者、就業者の確保

スマート農機等を活用した作業の簡略化とコスト削減



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

上小川地区（平山台）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 0 経営体

個人 15 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

新たな販売方法、出荷方法の検討

事業継承を含む新規就農者の確保

地域全体で今後の産地の在り方についての話し合いを実施

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

片俣地区（小国・中橋）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

事業継承を含む新規就農者の確保

他法人との連携の検討

ジビエの活用や加工品販売による所得向上



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐々並地区(成川・佐々並市)

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

地域団体と連携し、地域農業や地区の農産品PRを実施

周辺の集落営農法人との連携の検討

女性の農業経営への参画促進



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐々並地区（長小野）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

都市部をターゲットにしたイベント開催等による地域農業や地区の農産品PRを実施

周辺の集落営農法人との連携の検討

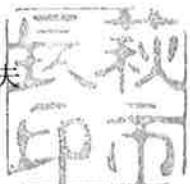
共同作業を通しての地域コミュニティ活動の活性化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中丈夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川上地区（川上地域全域、明木蔵屋）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

|    |       |
|----|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 5 経営体 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

平坦地について、基盤整備も含めた営農持続化の取組を検討

保全すべき農地のゾーニングと条件不利地の管理について検討

農業施設（水路、農道）管理を地域全体で行う取組を検討



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中 文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田万川地区（既存プラン作成地区を除く全域）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 7 経営体

個人 6 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

大型機械に対応する農地整備を検討

耕作放棄地の管理方法について検討

新規就農者、就業者の確保



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中 文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

むつみ地区（既存プラン作成地区を除く全城）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 9 経営体

個人 36 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者等担い手の確保

農業経営、経理に関する知識を深める研修会開催



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

須佐地区(既存プラン作成地区を除く全城)

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 14 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

特色のある作物栽培や景観作物の活用によるイベント開催

加工品製造や六次産業化による所得向上

生産する楽しみを体感する教育活動の実施による担い手確保



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中丈夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

旭地区(既存プラン作成地区を除く全域)

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 6 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

空き家を活用した担い手確保の取組を実施

都市部をターゲットにした新規就農者の確保



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中 文夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

紫福地区（全域）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 11 経営体

個人 12 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

地域内で集落営農法人連合体の設立

担い手確保の取組として地域全体で研修の受け入れを実施

効率的な農地利用と付加価値の高い作物栽培の推進



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

福栄地区(既存プラン作成地区を除く全域)

2. 協議結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 13 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

受け手となる法人設立を検討

新規就農者や定年帰農者等の担い手確保